

単品スライド条項の運用について（お知らせ）

令和4年8月
下 関 市

特定の工事材料の価格が変動した場合に、工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）に基づき請負代金の変更を請求できる「単品スライド」について、最近の資材価格の急激な高騰等を踏まえ、山口県に準じて運用ルールを改定します。

「単品スライド」とは、工事請負契約書第26条第5項に基づき、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金が不相当となったとき、請負代金の変更を請求できる措置です。

詳細につきましては、山口県技術管理課技術指導班のページをご覧ください。

[「単品スライド条項の運用について」](#)〈外部リンク〉

※工事請負契約書第26条第1項から第4項（全体スライド）、第6項（インフレスライド）についても、山口県に準じて運用しています。

[「インフレスライド条項の運用について」](#)〈外部リンク〉